

# 危険物施設における非危険場所等の評価に関する業務規程

令和8年4月1日 危保規程第4号

## 第1 目的

この規程は、危険物施設における可燃性蒸気等の滞留するおそれのある場所について、「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」（令和7年6月30日付け消防危第140号）に基づく可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた非危険場所の評価、及び「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」（平成31年4月24日付け消防危第84号）に基づく危険区域の分類とその範囲の設定に係る評価、その他これらに類する評価業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 用語の定義

この規程で用いる用語の定義は、次による。

### 1 可燃性蒸気等

可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガス又は可燃性の微粉

### 2 %LEL

可燃性の蒸気の爆発下限界濃度（Lower Explosive Limit）を100として、可燃性の蒸気の濃度を百分の一の単位で表したもの

### 3 消防危第140号通知

「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」（令和7年6月30日付け消防危第140号）

### 4 危険場所

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」

### 5 ガイドライン

「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」（平成31年4月24日付け消防危第84号）に示された「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」

### 6 危険区域

機械器具（以下「機器」という。）の組立て、設置及び使用のために特別な予防策を必要とする量のガス状の爆発性雰囲気が存在する、又は存在する可能性がある区域をいう。

## 7 危険度区域

爆発性雰囲気が発生頻度及び持続時間をもとに、危険区域を次の3種類に区分したものをいう。

- (1) ゾーン0：爆発性雰囲気が連続的に、長時間又は頻繁に存在する区域
- (2) ゾーン1：爆発性雰囲気が通常運転中でもときどき生成する可能性がある区域
- (3) ゾーン2：爆発性雰囲気が通常運転中に生成する可能性が少なく、また、生成しても短時間しか持続しない区域

## 8 放出源

ガス状の爆発性雰囲気が形成され得るほどの可燃性ガス、蒸気又は液体が大気中に放出（「漏えい」を含む。）する可能性がある箇所又は位置をいう。

## 9 第2等級放出源

通常運転中にガス状の爆発性雰囲気が発生しない又は低頻度で短時間しか持続しないと予測できる放出源をいう。

## 10 危険距離

ガスと空気との混合ガスが空気によって希釈され爆発下限を下回る値になるまでの放出源からの距離をいう。

## 11 蒸発プール

放出源から放出された可燃性液体が地表面等に落下して形成する液溜まりをいう。

## 第3 評価の対象

評価の対象は、消防法（昭和23年法律第186号）第11条に規定する許可を受けた製造所等、又は現に許可を受けようとする製造所等（以下「危険物施設」という。）とする。

## 第4 評価の区分

危険物施設の所有者等が当該危険物施設の評価を受けようとする申請内容等に基づき、理事長は次のいずれかの区分により評価を行う。

- 1 消防法第140号通知に基づく危険場所に該当しないものとして取り扱うことのできる範囲の評価
- 2 ガイドラインを用いた危険物施設の屋外に敷設されている第2等級放出源における危険区域の設定並びに危険度区域の区分及びその区域の危険距離に係る評価
- 3 上記1及び2のいずれにも該当しない場合、又はこれらを組み合わせた場合その他これらに類する場合における可燃性蒸気等の滞留するおそれのある場所等に係る評価

## 第5 評価委員会

- 1 協会に評価をするための委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。
- 2 委員会の組織、所掌事務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6 評価の手続き等

評価の手続き等は、次に定めるところによる。

### 1 事前相談・評価区分の決定

- (1) 第4に示す評価区分のいずれかの評価を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請前に協会と事前相談を行い、危険物施設の概要、評価を受けようとする趣旨等を説明し、第4に示す評価区分から適切なものを選定する。
- (2) 申請前の事前相談に伴い、申請者と協会の双方合意の下で現地確認を行う場合、これに伴う旅費等は、申請者が負担するものとし、その額は、第11.4に掲げる項目の額に、確認に要した時間等に応じた人件費相当額を加算したものとする。
- (3) 申請者は、あらかじめ、当該危険物施設が設置される市町村長等の指導を受けるものとする。

### 2 申請

- (1) 第4.1及び2の評価区分の申請を行う場合には、様式第1に示す評価申請書（別表第1の添付図書を含む。以下「申請書」という。）を理事長に申請するものとする。この場合、申請書類等は2部提出するものとし、副本1部を評価終了時に申請者に返還する。
- (2) 第4.1及び2の評価を受けようとする申請者は、理事長が定める手数料を協会に納入するものとする。
- (3) 第4.3の評価区分による評価を受けようとする場合には、双方合意に基づく契約を締結するものとする。

### 3 評価の実施

- (1) 協会は、申請書類を審査し、所要の様式その他の要件を具備し、かつ、評価に関し審議することが適当であることを確認する。
- (2) 協会は、必要に応じて現地調査を実施するとともに、申請者に対して可燃性蒸気等の検知器の設置位置や可燃性蒸気等の測定方法等について必要な指導助言等を行うものとする。
- (3) 評価に際し、協会は、申請された内容に応じて、第5に規定する委員会に諮問することができる。また、当該委員会の一部の委員に、その専門性に基づく技術的助言を求めることができる。
- (4) 委員会は、(3)前段により諮問された場合には、評価について審査し、その結果に意見を付して理事長に報告するものとする。

## 第7 評価結果の通知

理事長は評価の結果について、申請者に対し様式第2に示す評価結果通知書により評価結果を申請者に通知する。

## 第8 評価結果の取消し等

理事長は、評価を受けた者又はその関係者に、著しく不適當な行為があると認めた場合は、評価結果の取消し等の必要な措置を講ずることができる。

評価結果の取消し等については、別に定めるものとする。

## 第9 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な評価業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

## 第10 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

- (1) 申請者が第8に定める取消し等を受け、3年が経過していない場合
- (2) 第8に定める取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- (3) 申請者が、成年後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- (5) その他理事長が評価を行うことが不適當であると認める場合

## 第11 手数料等

1 第6に規定する評価を行う場合の手数料は、次により算出した額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。

ア 第4.1の掲げる評価の区分において屋外の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の場合

- i 評価する危険物施設の延べ面積が1,000㎡以下の場合、3,000,000円
- ii 評価する危険物施設の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下の場合、5,000,000円
- iii 評価する危険物施設の延べ面積が2,000㎡を超える場合、7,000,000円

イ 第4. 1の掲げる評価の区分において屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の場合

- i 評価する危険物施設の延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>以下の場合、4,000,000円
- ii 評価する危険物施設の延べ面積が1,000 m<sup>2</sup>を超え2,000 m<sup>2</sup>以下の場合、6,000,000円
- iii 評価する危険物施設の延べ面積が2,000 m<sup>2</sup>を超える場合、8,000,000円

ウ 第4. 2に掲げる評価の区分とする危険物施設の場合

- i 評価を必要とする放出源及び蒸発プール（以下「放出源等」という。）の数の合計が50箇所以下の場合、2,500,000円
- ii 評価を必要とする放出源等の数の合計が、51箇所以上100箇所以下の場合、3,000,000円
- iii 評価を必要とする放出源等の数の合計が、101箇所以上150箇所以下の場合、3,500,000円
- iv 評価を必要とする放出源等の数の合計が、151箇所以上200箇所以下の場合、4,000,000円
- v 評価を必要とする放出源等の数の合計が、201箇所以上250箇所以下の場合、4,500,000円
- vi 評価を必要とする放出源等の数の合計が、251箇所以上の場合、5,000,000円

2 第6. 3(3)に基づき委員会を開催する場合に係る費用は、委員会の審議の回数に700,000円を乗じた額とする。

3 1にかかわらず、申請内容からみてこの額により難しい場合の手数料は、実費を勘案して別に理事長が定める額とする。

4 現地調査における旅費等の額は、以下の(1)から(3)に定める額の合算額とする。

(1) 日当

1日につき 2,200円

(2) 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

(3) 交通費相当額

5 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

既に納付された手数料等は、協会が当該手数料等の対象となる業務の申請を受け付けた後においては、返戻しない。

## 第 12 事故等の報告

評価を受けた者は、評価を受けた危険物施設において電気機械器具等の使用に起因する事故等の不具合事象が発生した場合は、遅滞なく理事長に報告しなければならないものとする。

## 第 13 その他

1 理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な評価業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

2 この業務規程に定めるほか、評価の実施に必要な事項は、理事長が定める。

### 附則（令和 8 年 4 月 1 日危保規程第 4 号）

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「可燃性蒸気等の検知器による測定結果を用いた危険物施設における非危険場所の評価に関する業務規程」（令和 7 年 7 月 1 日危保規程第 30 号）及び「危険物施設における危険区域の設定に係る評価に関する業務規程」（令和 4 年 11 月 21 日危保規程第 11 号（最終改正令和 7 年 3 月 24 日危保規程第 27 号））は廃止する。

別表 1 - 1 (第 6. 2 関係)

第 4. 1 の評価区分の申請に係る添付書類
1 危険物施設に関する書類 (1) 危険物施設の概要 (2) 危険物の貯蔵・取扱い等の内容
2 評価を希望する内容に関する書類 (1) 持込み等する非防爆型電気機械器具等の概要 (2) 持込み等する非防爆型電気機械器具等の使用方法、使用範囲等 (3) 評価を希望する範囲を記載した設備配置図、配管系統図等 (4) 評価を希望する範囲及びその周囲に存する危険物取扱設備等の仕様（工程ごとに取り扱う危険物の品名、数量、圧力、温度等が判明するもの）
3 測定結果に関する書類 ※申請後に測定を実施する場合は、事後に提出すること。 (1) 可燃性蒸気等の検知器の仕様（校正証明書を含む） (2) 可燃性蒸気等の測定方法及び測定結果 (3) 環境条件（気象データ、換気設備の設置状況、換気風量等）
4 予防規程又は自主行動計画の規定内容に関する資料
5 その他、評価に必要と認められる資料

別表第 1 - 2 (第 6. 2 関係)

第 4. 2 の評価区分の申請に係る添付書類
1 危険物施設に関する書類 (1) 危険物施設の概要 (2) 危険物の貯蔵・取扱い等の内容
2 評価を希望する内容に関する書類 (1) 持込み等する非防爆型電気機械器具等の概要 (2) 持込み等する非防爆型電気機械器具等の使用方法、使用範囲等 (3) 評価を希望する放出源の位置を記載した設備配置図、配管系統図等 (4) 評価を希望する放出源となる危険物取扱設備等の仕様
3 以下の情報が判明する書類 (1) 放出源の開口部面積 (2) プロセス圧力、温度 (3) 物性値（分子量、燃焼下限界、比熱比、液密度等） (4) 環境条件（気象データ、換気設備の設置状況、換気風量等）
4 予防規程又は自主行動計画の規定内容に関する資料
5 その他、評価に必要と認められる資料